

令和3年(2021年)第5回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)5月19日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第 1号 請負契約の締結について
(公営住宅(綺羅団地1-2号棟)長寿命化型改善工事)
- 6 議案第 2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 7 議案第 3号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
保健福祉課長	桜井幸則
商工観光課長	齋藤徹
都市建設課長	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	片岡辰三

○出席事務局職員

事	務	局	長	阿	部	信	幸
書			記	佐	藤	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番、青羽雄士君、1番、篠原正男君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、保健福祉課長、桜井幸則君、商工観光課長、齋藤徹君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

横長の議案の1ページをご覧ください。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和3年5月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。こちら令和3年5月7日付けで専決処分した専決処分書になります。次のページでございます。5ページ目、読み上げます。令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ504万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,716万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月7日、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、6ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算の予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

8ページ、こちらは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。9ページは歳出でございますが、今回の補正総額504万5,000円の財源については、全て一般財源となります。

それでは、歳出からご説明をいたしたいと思っておりますので、11ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節使用料及び賃借料の自動車借上料、92万円、こちらでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種において介護認定を受けている方など、移動困難者の送迎にかかる費用を補正するというものでございます。なお送迎の対象となる方は規則で定めておまして、一つ、要介護または要支援の認定を受けている方。二つ目には、障害者手帳を有している方。三つ目が、ワクチン接種会場への徒歩での移動が困難な方などとしております。財源は新型コロナウイルスワクチン接種体制事業補助金10分の10の充当を見込んでおるところでございます。また、この92万円の補正額につきましては、ワクチン接種関連で既に予算化をしております他の経費同様、国の方針に基づきまして、まずは9月末までに執行する経費として積算をしておるものでございます。

続きまして、12ページ、7款1項商工費、2目観光費、14節工事請負費の綺羅乃湯地下水廃井工事412万5,000円。こちらは、令和2年度に実施したニセコ駅前温泉綺羅乃湯地下水調査におきまして、ボーリング調査を実施したところ、水量は十分であったものの、水質の成分の一部が水道法の基準値を超える結果となりまして、綺羅乃湯へ引き込んで飲用水や雑用

水として利用するにはさらに多額の投資が必要となることが判明しました。そこで、地下水の別な利活用や、将来的な利活用に向けた保存・管理などについて可能性を検討してまいりましたところ、4月下旬に仮埋設した井戸上部の道路表面から湧水が漏れ出ていることを確認いたしました。当該井戸の位置が道路の中央部でもあり、今後時間の経過とともに道路内部の浸食が進む可能性や、現時点では運用に不適であるということ、保存・管理、別の利活用にも定期的、人的に多額の投資が必要となること、これらを総合的に判断いたしまして、本井戸は廃止するという事としたため、工事にかかる費用を補正するものでございます。

続いて、歳入ということで、10ページをお開きください。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、こちらは歳入歳出の均衡を図るため、504万5,000円を計上しております。

今回の2件の専決補正の詳細につきましては、別紙の補正予算資料No.1にまとめてございます。資料の内容につきましては、1ページに専決補正の趣旨、それから専決補正後の各会計の総括、2ページから3ページにわたりまして専決補正後の一般会計歳入・歳出の内訳、それから3ページ最後は専決補正の枠組みを説明してございます。

承認第1号についての説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 11ページの介護用タクシーの借上の件で質問いたします。お話にありましたように、介護認定等の条件はありますが、移動困難な方を対象とした送迎事業を行うと。そのうえでご家族の方から聞いたお話ですが、こういったタクシーの乗り降り自体が困難な方がいらっしゃると聞いた事例がございます。そういったかたちの配慮が行き届くようにしていただけると非常にいいと思いますが、それでも不可能な方もいらっしゃるといことで、すぐにといいことにはいかないと思いますが、何らかのかたちでそういう方たちへの配慮をし、全員接種できるようにしていただきたい。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問にお答えいたします。タクシーの乗り降り自体が困難な方への対応というようなご質問だったかと思いますが、現在予定しているのがニセコ町で事業を行っております、ニセコ介護にここにタクシーさんというところにこの業務をお願いしているところでございます。こちらの方ですね、タクシー自体は車椅子を載せられるということと、あと、運転者の方が介護資格、ヘルパーの資格を有しているということで、ある程度の利用者に対する介助的な乗降の支援はあるのかなというふうに考えてございます。また、それ以外、それ以上の方については個別対応になるのかなというところで、もしそういうご相談があれば、こちらのほうにお問合せいただければ、どのような

対応ができるのか検討させていただこうかなというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） いろいろな状況があると思いますので、ぜひそういう配慮をお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいまの11ページの自動車借上料について、もう少しお伺いしたいと思います。先程ご説明がありましたけれども、要介護とか要支援とか障がい者の方に対しニセコ介護タクシーを利用されたということは、安全で安心して送迎できるということで大変良いことだと思っております。それですね、先程の説明のなかで徒歩が困難な方とありましたが、徒歩が困難な方はほかの一般タクシーを利用されている方もこの中に含まれているのか、それともニセコ介護タクシーの料金のほうに全部含まれているのか、そのあたりをちょっと伺いたと思います。それですね、その中には65歳以上とは限らずに、全員、障がい者も含まれているんですね。それを伺いたと思います。それからもう1点、ワクチン接種に関して、接種会場へ行かなければならないというわけで、そういうことは最初から必要と分かっていたことだと思います。この度専決処分をしたということなんですけれども、今年に入ってから4月に臨時議会がありました、その時に補正予算のかたちで入れられなかったのかなという疑問があるんですけれども。ですからこの段階でなく、もっと前の段階で補正を計上することができたのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 徒歩での移動が困難な方もこの制度に適用できるかということかと思いますが、できます。ただし、うちがこの仕事をお願いしているところで予約した場合に限らせていただきますので、別のタクシー会社さんの場合は補助対象になりませんので、ニセコにここタクシーさんのほうに予約していただくというふうなことでお願いしたいと思います。2点目、今回65歳以上が対象かということでございますが、制度自体は65歳以下でも対応可能ですけれども、今現在我々のもとで実施しているワクチン接種の65歳以上ということですので、現状は65歳以上が対象ということになります。今後、64歳以下の接種が始まった段階で、引き続きこの制度、送迎の支援をしていくかどうかというのは、また改めて事業内容を精査した上での検討、あるいは予算のほうの対応をしていくということになります。3点目、4月の臨時議会に間に合わなかったのかというところですが、我々も精いっぱい、毎日町民のための仕事をやらせていただいているところでございます。しかし、事業を実施するにあたっては、事業制度の設計、あるいは予算、そして事業者等との調整など、多くの時間を要しているところでございます。また、保健福祉課においては、通常の健診、健康診断、あるいは子どもへの対応等の事業など、多岐にわたっているところでございます。それを一つ、一つ取りこぼしなく実施するにあたっては、非常に私どもの各職員は一生懸命仕事をさせていただいていると思っております。また、今回の緊急事態宣

言では、役場職員も夜の残業は8時までというような時間を制約された中で、一生懸命仕事をやらせていただいているところでございます。確かにこの補正が4月に間に合えば一番よかったのかもしれませんが。しかしながら、そこを含めて一生懸命我々も頑張っているところを、ぜひ斉藤議員にもご理解いただきたいと切に願うところでございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 一生懸命頑張ってやっていたらしゃったということは今の説明で分かりました。それでですね、もう一度、ちょっと私の質問に答えていただけなかったと思われるところがありますので確認したいのですけれども、徒歩が困難というのはある意味会場に行くには大変だけれども、歩けないわけではない、たとえば要介護とか要支援とか、それから障がい者以外の方で、徒歩が困難という方、たとえば町外に住んでいて、距離がちょっと遠いとか、そういう方たちも送迎していただけるのか。先程の副町長の説明のなかで、9月までかかることを想定して92万円を計上したとありますけれども、一応政府としては7月末までにワクチン接種を確か終了すると述べていたと思うのですけれども。そのあたりのところ多少時間がかかったり、いろんなことが起こったりすることはわかるんです。ただ、それ以降に対象になる方が発生した場合は、また予算を計上するという考えでいらっしゃるのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず、町外のほうで移動できない方も対象となるのかというところでございます。規則のほうではきちんとおたっておりまして、対象者につきましては町内に居住する方で、先程副町長が言った1から3の条件にというふうになってございます。町外に居住している方についての送迎は行う予定はございません。町外に住んでいる方、例えば住民票がニセコ町にあつて倶知安町に住んでいるとか札幌市に住んでいるという場合は、居住地でのワクチン接種というのが国のルールになってございますので、そのような対応であつております。それともう1点、9月末までの予算というふうな副町長の説明でございましたが、現状は7月末までには大方の接種が終わるものと想定してございます。ただ、やはり7月末までに全ての方という点については、実際に希望されない方もいらっしゃいますし、本当にこの期間受診できない方もいらっしゃるかと思いますが、当面令和3年度の半年間における国の補助金の対象というふうなルールになってございますので、まずはこの半年から9月までに引き続きこの事業を実施するというような意味合いです。9月までに100%終わるというものではございません。この事業自体は2月まで当面続けるということでございます。それで10月以降はどうするのかということで、先程申しましたとおり64歳以下の接種が始まれば、当然送迎支援が必要な方がおられると思いますので、この事業を内容精査した上で検討し、実施していくという方向になるかなというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 私の質問の仕方が悪かったせいか、町外というか町内でもちょっと遠目に住んでいる方ですね。たとえば西富とか桂とか、そういったところの方たちも困難な方という対象になるわけですか、そこをちょっと伺いたかったんです。別に歩けないわけではないし、場合人によってはニコットバスを頼んで会場へ行けないわけではないのですが、距離があるということで、そういう方はこの自動車借上料のサービスの対象になるかということをお伺いしたかったんです。そういう方は何人ぐらいいらっしゃるのか、その内訳も聞きたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ちょっと私の解釈が足りなくて申し訳ございません。議員おっしゃるとおり、西富ですとかいわゆるその市街地寄りというところの方について、介護認定も受けていない、障がい者手帳を持っていない方でも、歩くのが困難だよという方については当然この事業の対象となるというところでございます。対象者数につきましては具体的に認定者数などの資料もないもので、正直今のところ何人該当なのかっていうのはつかめていないところでございます。ただ、今回のこの92万円の積算につきましては、今回65歳以上の方が対象ということなので、基本障がい認定を受けている方で、在宅の方、そのうち町内のいわゆる近隣、徒歩圏内の方を除いて、さらに家族の支援、同居している家族の方が送迎を行っていただける方、というところを除いた上で、大体92名ぐらいがこの事業の対象になるかなど。往復が大体5,000円ぐらいのタクシー料金になろうかと。その2回接種ですので、92人×5,000円×2回、この金額が92万ということで、概算でございますけれどもこういった積算をしているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 井戸廃井の件でお伺いします。一つは水が漏れてきたということですが、どういう状況で漏れてきたかがわからないのももう少し詳しく。それから工事内容についてどのように廃井するのか、詳しくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○企画環境課課長（齋藤徹君） まず水が漏れていた状況ですが、場所は綺羅乃湯の裏とニセコバス間の道路で、コンクリートをカッターで切った部分から水がちょろちょろとにじみ出ていて、下流のほうへ流れているというような状況を4月中旬頃現場で判明しました。それで中身について事業者と共に協議をしたというところでございます。工事の内容、廃井の内容ですが、今工事の準備を進めているところで、取りあえず現時点ではそこに蓋をして周りを砂利等で埋めて仮復旧をしていたところですが、そこから漏れているという状況です。その漏れている状況も開けてみないとわからない。蓋をしたからその負担が結局水圧で蓋から漏れているのか、それとも菅と蓋はちゃんとされているが菅の周りからじわじわ出ているのか、それが今のところ開けてみなければわからないという状況です。そのどちらからも想定できるようなかたちの工事内容を考えておまして、いずれにしても中で漏れ

ているのなら、どちらの場合もそうなのですが、まず中にコンクリートを流し込んで、ある程度砂の層とか水が湧いている層にコンクリートがじわっと広がって水が止まるのが一般的と聞いています。それで井戸の周りから水が止まれば、そういった対処をしますが、もしそれでもまだ水が出るようなら、またその周りの部分から流し込んで様子を見ると。そういった段階的に施工をしていくようなかたちで進めていきます。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） なぜ聞いたかという、私も経験しているので聞いたんですけど、穴の中に碎石を入れる、コンクリートをうつ、それから薬注、この3通り。私が勤めていた頃より大分年数が経っているので、新しい工法が出ているかもしれませんが、割とお金がかからない将来的にも大丈夫なような、というか地盤沈下を起こすような可能性もあるので、それも含めてよく施工業者と詰めてやっていただきたいと思います。かえって残すよりも、きちんとやったほうがいいと思う。そのへん十分検討してください。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○企画環境課課長（齋藤徹君） 浜本議員からご指摘がありましたとおり、いろいろ手戻りのないように施工をさせていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号から日程7 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、議案第1号 請負契約の締結について（公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工事）の件から、日程第7、議案第3号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで、3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第5、議案第1号 請負契約の締結について（公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工事）の説明をいたします。議案の2ページをお開きください。

議案第1号 請負契約の締結について（公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工

事)。次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 公営住宅(綺羅団地1-2号棟)長寿命化型改善工事。
- 2、契約の方法 指名競争入札。
- 3、契約の金額 5,830万円。
- 4、契約の相手方 虻田郡ニセコ町字本通240番地、株式会社石塚建設、代表取締役 石塚嵩悦。

令和3年5月19日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、公営住宅綺羅団地1-2号棟長寿命化型改善工事として、屋根の防水の更新及び外壁の塗装など改善工事を実施するというものでございます。令和3年4月30日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき、工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮してニセコ町の事業者2社、倶知安町の事業者2社、札幌市の事業者1社、小樽市の事業者1社の計6社の指名をいたしました。令和3年5月17日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が5,500万円、最低額が5,300万円となりまして、株式会社石塚建設に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は98.26%でございます。工事の工期については議決の後、令和3年10月20日までを予定をしているところでございます。

議案第1号につきましては以上でございます。

続きまして、日程第6、議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。横長の議案、13ページをお開きください。

議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,341万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,057万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月19日、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、14ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算の予算補正の歳入が14ページ、歳出を15ページに載せてございます。

16ページ、こちらは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。17ページは歳出でございますが、今回の補正総額3,341万2,000円の財源については、その他財源、公共施設整備基金を予定しておりますが3,160万円、一般財源が181万2,000円となります。

では歳出から説明をさせていただきます。20ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金3,165万2,000円は、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するものです。財源として公共施設

整備基金を充当することにしています。内容は後ほど特別会計の際、詳細に説明をさせていただきますと思います。

続きまして 21 ページ、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目土木施設災害復旧費、14 節工事請負費の土木施設単独災害復旧工事 176 万円につきましては、まず工事箇所は補足資料と書かれた裏面、主要工事施工箇所というのがございます。これは、令和 3 年 4 月の降雨や融雪水により町道第二富川旧国道の道路法面が崩壊したため、被災場所の補修に要する費用をいうものでございます。

続きまして、歳入ということで 18 ページをお開きいただきたいと思います。19 款繰入金、1 項基金繰入金、4 目公共施設整備基金繰入金の 3,160 万円は、簡易水道会計で実施する市街地区の水道施設拡張工事、新規井戸さく井工事について公共施設整備基金を充当するための補正ということでございます。今後財源として起債充当できる見込みとなった際には、今回の公共施設整備費の減額補正を改めて行うという予定にさせていただいております。

続きまして 19 ページ、20 款繰越金、1 節の前年度繰越金 181 万 2,000 円。こちらは歳入歳出の均衡を図るための補正ということでございます。

議案第 2 号の説明は以上です。

続きまして 23 ページ、日程第 7、議案第 3 号 令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

議案第 3 号 令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,165 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,265 万 2,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 19 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 24 ページ、歳出を 25 ページに載せてございます。

26 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入、27 ページが歳出でございます。今回の補正総額 3,165 万 2,000 円につきましては、全て一般財源となります。

まず 29 ページの歳出からご説明いたします。3 款 1 項 1 目建設改良費、14 節工事請負費の水道施設拡張工事 3,165 万 2,000 円について。まずこちらの工事箇所でございますが、先ほどご説明した別紙、補足資料の裏面をご覧くださいまして、右上が今回の市街地区水道施設拡張工事の場所ということになります。市街地区の水需要に対応するため、取水量の増強が必要となっていることから、市街地における取水能力向上の新規水源として、令和元年度に地下水脈の電気探査を行った字羊蹄 8 番地 1 付近でのボーリング調査を行い、新規水源を整備するための整地工事及び新規井戸のさく井工事を行うための費用を補正するとい

うものでございます。なお、内訳につきましては、市街地区新規水源井戸さく井工事で2,800万円、それから市街地区新規水源整備整地工事で365万2,000円の計上をしております。

続きまして28ページをお開きください。歳入でございます。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金の3,165万2,000円は、歳入歳出均衡を図るため一般会計から繰入するものでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

今回の一般会計の補正、それから、簡易水道会計の補正につきましては、別冊の補正予算資料No.2にまとめてございます。まず、No.2をお開きいただきまして、1ページに補正の趣旨と各会計の総括表、2ページから3ページにかけて一般会計の歳入歳出の内訳、3ページ下に一般会計の補正の枠組み、4ページが簡易水道会計の歳入歳出の内訳及び当該補正の枠組みということでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第1号 請負契約の締結について（公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工事）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 工事内容について、先ほど屋根防水それから外壁塗装などありましたが、私が今年の冬に体験したといいますか、身近に接したことで、平屋の町営住宅において落雪のため吸排気口がふさがってしまったとか、あるいはちょっと飛び出ているところにあって不具合が起きたということがございました。綺羅団地の1号、2号棟、1号棟は確か平屋だと思いますが、この吸排気口の位置が積雪との関係で、私が体験し実際に見たことが起きないかどうか、その位置、高さが十分高いところで吸排気していれば問題ないのですが、もし腰程度のところで吸排気していると、また似たような事故が起きかねません。それでこの吸排気口の位置変更とかが含まれているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今言ったような排気口とか換気口については、綺羅団地は陸屋根であり傾斜屋根ではないので、雪の問題についてはこれまでもいろいろ見させていただきましたが、雪庇等はつくのですが、換気関係や排気等は今のところ雪の関係の支障は

ないというふうに判断しておりますので、今回のこの改修工事ではその辺の工事をやるということは見込んでおりません。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） その高さがそれなりに安全確認がされていけば問題ないと思うのですが、もしそういうことがあればこの中でやっていただいたほうがいいかなと思って質問いたしました。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） この綺羅団地のことについてちょっと一般的な質問ですけれども、今回長寿命化型改善工事ということで、この綺羅団地は何年くらい経っているのでしょうか。そして、今回屋根と外壁の修理ということですが、これは初めてなんでしょうか。それとも前にもされていたのか。それから何年経っているのかということ伺ったんですけれども、一般的にこういう公営住宅っていうのは何年くらい継続して維持できるものなのかというあたりを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） まず1つ目、経過年数はどれだけ経っているかということですが、1997年なので平成9年に建設して実際24年経っている状態です。それとあと工事で屋根と外壁というところだったんですけれども、基本的に屋根と外壁の更新ということで、上のほうはアスファルト防水の上にウレタン防水をして、そのまま機能向上をさせるということを考えております。外壁については結構ひびが入ったりしていますので、それに注入材を入れて接着をさせ、その上に研磨をして塗装するという改修を一応考えてございます。あと年数、大体どのぐらいで改修するのかという計画的なものなんですけれども、それについては決まりというのはないんですけれども、大体見回りをして悪いところがあれば修繕していくというのが今までの流れでございます。耐用年数的なものにつきましては、鉄筋コンクリートであれば70年、木造であれば大体30年、ブロックであれば25年というふうに言われております。その中で一応長寿命化計画というのを令和2年2月につくってありまして、5年置きに見直しをしながらやっております。計画的な団地の改善計画を進めて今に至っております。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 課長から説明がありましたけれども、綺羅団地というのはコンクリートじゃなくて木造にあたるわけですか。それによって、大体国の平均的な耐用年数っていうのはあるかもしれませんが、今後どうやって改善してもたせるかということも非常に大事じゃないかな、修繕しながらでもね。新規に壊して建て直すっていう昔のかたちじゃなくて、いかに長寿命化、ここにあるようにできるかということは非常に大事なことだと思います。今回の工事で状況によって変化はあるかと思いますが、どのぐらいもつものなのか、またそういう予定をしているのか、その辺のところも伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 綺羅団地につきましては鉄筋コンクリートでございますので、通常耐用年数は約70年間と言われております。先ほど言ったように24年でまだ半分にも至っておりませんので、耐用年数的には全然問題ないということでご理解いただきたいと思っております。あと長寿命化計画というのは、一般的に国の指針でつくられているものですから、古いものを極力きちっと維持管理をして長く使いなさいよというのが国の趣旨でありまして、それにのっとって工事をいろいろ計画を立てて、そういう改善をしていくということで、古い団地は他にもありますけれども、これからも極力そういうかたちで維持管理をしながら、古いものもリニューアルをしながら長く使っていくというのが趣旨にありますということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 請負契約の締結について（公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工事）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 21ページ、災害復旧工事とありますけれども、先ほどのご説明で4月の雪解け水と降雨で法面が崩れたというかそういう内容だと。これを修復するということですが、参考にお尋ねしたいのは融雪流水っていうのはちょっとわかりにくいと思うのですが、4月の雨ですね、そのときの最高の雨量強度ですね、時間雨量何ミリが原因だったかということがもしわかればお尋ねしたいと思っております。またもう一つは、この箇所の法面の崩

壊というか崩れたのは、ここの箇所については初めてなのか、あるいは以前にもあった箇所なのか、2点お尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 正確な雨量、我々としても申し訳ございませんが今回押さえておりません。過去にあったかどうかというところについては、私の記憶では以前にもあったかなと思っております。ただ、それは大分前の話でありまして、恐らく15年以上前のことではないかなと私の記憶ではそのように思っております。今回のこの災害の復旧については、一応見回りしたときに法面が崩れているということがありましたので、このようなケースについては雪解け時期とか雨の降った時期が重なるとこういうことがありますので、その都度対応させていただいているということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 島崎係長。

○財政係長（島崎貴義君） 起債充当したいという関係で、財政係のほうで雨、それから雪、積雪に関して計算しておりました。概算ですけれども、まず降雨については4月のいつかというのは、あまり通らない道なので判明しづらいのですが、多くて約30ミリ、そういった日がありました。その雨に加えて雪が溶けて減った量、これは半分の0.5換算になるのですが、例えば10センチ減ったら50ミリ換算という計算の仕方をします。災害復旧債自体1日で80ミリを上回れば起債充当できるということになっております。4月になるとニセコ町で積雪換算するのが消防のニセコ支署でやっておりますが、実はこのとき測っているところの雪だけ溶けて、周りには雪があるのですが、そのような状態になっておりまして、倶知町と蘭越町さんの雪の溶け具合で調べておりました。倶知安町のデータを活用できれば80ミリが超えている状況です。蘭越町で測ってみると80ミリ超えない状況なので、大体そういった推移でここにも影響があったのではないかというふうに推測しております。財源については財務局との取り合いで進めていきますので、あくまでも参考情報としてお含みおきください。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 9月の降雨のときに災害がありまして、そのときやはりそれほど強い降雨ではなかったんですけども、実際には災害と言いますか法面に影響が出たということがありました。実際現場を見たときに工事箇所、以前に災害でそれを防ぐための排水施設をつくったその隣で災害が起きたという事例があったので、どういう場所だったかというのをお聞きしました。恐らく崩れやすい場所というのは、ある程度似たような傾向のある場所なのではないかと思っておりますので、応急対応が必要ですが、さらに例えば法面工事で防災工事として別途工事を行うとか、そういう危険箇所の調査に基づいた事前の対応策というのは必要かと思っておりますので、可能であればそのように災害が起きる前の先回りの防災工事をぜひ検討していただければと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 議員おっしゃるとおり、維持管理含めてパトロールも強化しながら巡回していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これよりの議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 市街地の水源を確保するというので、これまで調査されて、今度は実際に作成するというのであります。それで今回の作成によって取水能力がどの程度改善されるのか、それから既存の今の取水能力にプラスどのくらい貢献できるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 取水能力ですけれども、ボーリングの工事の場合は実際に掘ってみなければわからないので、取水能力がいくらという答えは出ません。ただ、私どものほうでは掘削予定の穴を掘る大きさは450ミリで、その中に300ミリのケーシングの鋼管を入れる予定であります。ポンプの能力で取水量がどんどんあると、管の口径があれば最大で1日1,000トンとかそのぐらいの量はとれますが、原課としてはそこまでなくても、例えば現在1日1,200トンぐらい入ってくる水に500トンぐらい入ってくれば、現段階では間に合うぐらいの量だという状況であります。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ボーリングというのは、先ほど詳しい方から掘ってみなければわからない、うまくいかなければ博打をやるようなものだっていうお話をちょっと聞いたん

ですけれども、これもっと確実な方法、川の水を取り入れるという方法をもっと進めるということは出来ないものでしょうか。羊蹄山からも随分川も流れていますし、各遠方からの水も大小様々あるんですけれども、それから尻別川の水もありますから、そういうことを検討されることはないのでしょうか。そのほうが確実ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 平成元年度、この市街の水源調査ということで、川の水、あと井戸の水、旧水源の水ということで、3種類に絞って一応調査させていただいております。川の水をとるのももちろん可能でありますし、今町のほうでボーリングもあるのですが、並行して旧水源を使用するという考えもあります。でも旧水源もある程度大雨とか降ると影響が出るということで、川の水を利用すると同等の施設をつくらないと飲料水としては安全・安心な水を供給できないということで、今検討している状況です。そちらのほうは浄水場や水源の施設などを含めると、8億から10億ぐらいのお金が必要になってくるということなので、まずその施設をつくる前に、井戸がもう少しいけばそちらで補給し、将来的にはもともと使っている羊蹄の水源のほうも今後どうなるかわかりませんので、川の水でも対応できるような、施設まで持っていけるようなことも考えていかなければならないのかと考えております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これよりの議案第3号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和3年第5回ニセコ町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)